



SMBC China Monthly

第246号 ■ 2026年8月・9月

編集・発行: 三井住友銀行 グローバル・アドバイザー部

【目次】

経済トピックス	米関税政策の焦点は“Made by China”へ移行	
日本総合研究所 調査部 主席研究員 三浦 有史	-----	2～3
税関関連情報	新しいAEO認証制度開始で中小企業の「認証企業」取得が 追い風に	
TJCCコンサルティンググループ 副総経理 劉 航	-----	4～6
マーケティングコラム	「飼う」から「家族」へ 感情価値が牽引する中国ペット経済	
キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司 董事 大亀 浩介	-----	7～9
人事・労務関連情報	高齢労働者の基本的権利の保障に関する暫定規定	
PERSOLKELLY China Co., Ltd. 英創人材服務(上海)有限公司 Director 井手 寛暁	-----	10～12
マクロ経済レポート	中国経済展望	
日本総合研究所 調査部 古宮 大夢	-----	13～17
為替情報 通貨見通し	■中国人民元 ■香港ドル ■新台湾ドル	
三井住友銀行 市場営業統括部 エコノミスト 張 博涵	-----	18

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS

経済トピックス

米関税政策の焦点は“Made by China”へ移行

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

主席研究員 三浦 有史

E-mail: hiraiwa.yuji@jri.co.jp

米国は対中輸入が大幅に減少する一方、対ベトナム輸入は大幅に増加している。ベトナムは、中国から原材料や部品を輸入しており、米関税政策の焦点は“Made in China”から“Made by China”へ移行しつつある。

■米輸入先は中国から中国以外のアジアへ

米国の輸入構造は、2025 年に大きく変化した。輸入先がどのように変化したかを明らかにするために、米輸入統計を地域別に整理したのが右上図である。相互関税が高水準に置かれた中国の輸出をどの地域が代替したかを明らかにするため、アジアを中国と中国以外の二つに分けた。

米国の2025年の輸入は前年比+4.6%と順調に拡大した。国・地域別の寄与度をみると、対中輸入の寄与度が大幅に低下し、マイナス4.0%ポイントとなる一方で、欧州と中国以外のアジアの寄与度が上昇し、それぞれ 2.1%ポイントと5.8%ポイントとなったことがわかる。

このうち欧州については、アイルランドとスイスの2カ国で欧州の寄与度の9割を説明できる。前者は医薬品およびその原料、後者は貴金属の輸入増加を受けたもので、いずれも相互関税の公表を受けた駆け込み輸入がその原因であることから、対中輸入の減少との関係は乏しい。

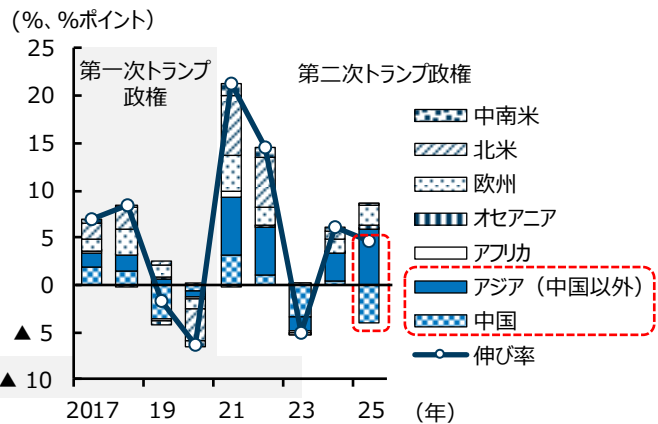
一方、中国と中国を除くアジアについては、両者の寄与度がおおむね相殺するかたちになっている。これは中国の対米輸出を中国以外のアジアが代替した結果であり、2025年に大がかりなサプライチェーン再編がなされたことを示唆する。

■ベトナムの輸出を裏で支える中国

中国以外のアジアとは、具体的にどのような国なのか。米国の対アジア輸入は前年比+4.4%となった。アジアを中国、ASEAN、台湾、韓国、インド、日本、その他に分け、それぞれの寄与度を求めると、ASEANと台湾がそれぞれ7.7%ポイント、6.3%ポイントと、中国のマイナス9.6%ポイントを帳消しにし、米国の対アジア輸入を押し上げる役割を果たしたことがわかる(右下図)。

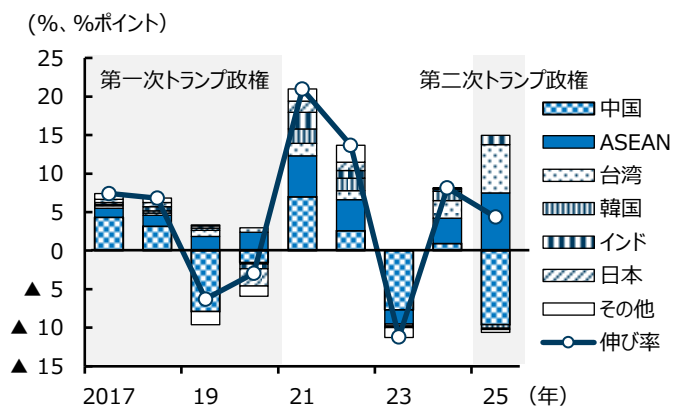
このうち、対台湾輸入の増加はAI投資ブームに伴うサーバー輸入の増加を受けたものである。サーバー輸入は、2025年に前年比+164.8%の1,636億米ドルと驚異的な伸びを示し、米貿易品目分類 HTS6桁で最大の輸入品目に浮上した。ただし、米国のサーバー輸入に占める中国の割合は2020年時点ですでに2.9%に低下し、その後も低下し続けていることから、台湾が中国の輸出

＜米国の輸入伸び率と国・地域別寄与度＞



(出所) US Census Bureau資料を基に日本総研作成

＜米国の対アジア輸入伸び率と国・地域別寄与度＞



(出所)US Census Bureau資料を基に日本総研作成

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

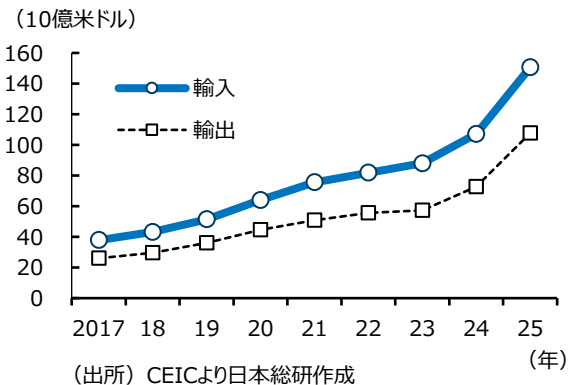
を代替したとはいえない。

中国の対米輸出を代替することで輸出を増やしたのが ASEAN である。ASEAN の寄与度は国別の濃淡が大きく、ベトナムの寄与度が 4.2%ポイント、タイの寄与度が 2.1%ポイントと、この 2 カ国で ASEAN の寄与度の 8 割を説明できる。ベトナムは米国の対 ASEAN 輸入の 42.7%を占め、米国にとって ASEAN のなかで最大の輸入先となっている。

ベトナムは、様々な品目で中国に替わる最大の輸入先となっている。たとえば、2025 年の米国のノートパソコン輸入に占めるベトナムの割合は 61.3%と、前年の 27.2%から大幅に上昇する一方、中国の割合は 66.1%から 17.8%に低下した。この背景には、台湾の電子機器受託製造サービス(EMS)が中国の生産能力を縮小する一方、直接投資を通じて、ベトナムの生産能力を増強したことがある。

しかし、短期間で一大輸出拠点となった理由として、多くの部品が中国から輸入されている点に留意しなければならない。ベトナムのコンピュータ・電気製品・同部品の輸入は、輸出と歩調を合わせるかたちで増加しており(右図)、輸入に占める中国の割合は 2025 年に 35.1%と、上昇を続けている。

＜ベトナムのコンピュータ・電気製品・同部品貿易＞



■付加価値ベースの「包括的な閾値」の導入

米国の輸入構造は 2026 年に入っても変わっていない。2026 年 1～4 月の対中輸入は前年同期比▲37.0%の 807 億米ドルとなる一方、ASEAN からの輸入は同+33.1%の 1,786 億米ドルと、対中輸入の 2.2 倍の規模となった。この結果、2026 年 1～4 月の対中貿易赤字は 439 億米ドルと、前年同期の半分になったのに対し、対 ASEAN 貿易赤字は 1,269 億米ドルと、前年同期から 338 億米ドル増え、対中貿易赤字の 2.9 倍の規模となった。

トランプ政権の関税政策は、対中貿易赤字を減らすという点では成果を収めたが、貿易赤字全体を減らすには至っておらず、脱「中国依存」も国別輸入統計でみるほどには進んでいないといえる。このため、米国内で“中国が関税を回避する目的で第三国を経由する「迂回輸出」を増やしている”という批判が再燃する可能性が高い。

トランプ政権は、原産地証明書の偽装等を摘発する水際対策を強化しているものの、ウェンディ・カタラー元米通商代表部(USTR)代表補は、2026 年 4 月、そうした水際対策では十分な効果が得られないため、米国の関税政策は輸入品の付加価値に占める中国の割合に「包括的な閾値」(blanket threshold)を設け、それを超えた輸入品に追加関税を課するという方向に進む、という見方を示した。

これは、トランプ政権の関税政策の焦点が対中貿易赤字を減らす、“Made in China”への対応から、サプライチェーン上にある中国企業をいかに排除するかという、“Made by China”への対応に移ることを示唆している。閾値が低く設定された場合、中国はもちろん、中国の対米輸出を代替してきた国の経済を下押し、ベトナムを中国に替わる対米輸出の拠点としてきた企業はサプライチェーンの再々編を迫られることになる。そのため、「迂回輸出」を巡る議論がどのような方向に進むのかについて注視していく必要がある。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される場合があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

TOPICS	税関関連情報	TJCCコンサルティンググループ
新しい AEO 認証制度開始で中小企業の「認証企業」取得が追い風に		副総経理 劉 航 Email: shinki@tjcc.cn
SMBC China Monthly		

中国では 2026 年 4 月 1 日より新しい税関企業信用管理制度が開始され、税関からは「高級認証企業」「認証企業」「通常企業」「信用喪失企業」「嚴重信用喪失企業」という 5 つの信用ランクを用いた管理が行われるようになりました。この状況に伴い、税関総署から出された 2026 年第 34 号公告において「高級認証企業基準」「認証企業基準」が公布されました。

かつての税関企業信用管理制度で設定されていた「税関一般認証企業」は、多くの中小輸出入企業にとって「ハードルが高い、要求が厳しい、コストが高い、メリットが少ない」という印象を持たれていましたが、今回出された「高級認証企業基準」「認証企業基準」では大きく状況が変わっています。

この 2 つの基準を比較すると、認証企業基準は高級認証企業基準に比べて多方面で大きく簡素化され、中小企業の実態や成長段階により適した内容となっており、中小企業にとって「認証企業」を取得することは、コンプライアンス体制を整備しつつ通関の利便性を享受する現実的な選択肢になったといえます。2 つの基準を比べて、認証企業基準が中小企業にとって有利となる面を以下にまとめました。

1. 情報システム要件が大幅に簡素化されている。

中小企業において、多額の費用をかけてフル機能の ERP を導入したり、情報セキュリティ認証を取得したりする必要はなく、多くの企業では既存の情報システムで主要業務を管理できていれば認証基準を満たすことができるようになっている。

- ・**高級認証基準**: 生産、調達、販売、物流、輸送、入出庫、通関、納税、外貨収支等主要プロセスについて、システム上で検索・追跡可能であることが求められる。また貨物流・書類流・情報流が相互に照合可能であること(有効なウォークスルーテストができること)、データを 3 年以上保存することが必要で、さらに情報セキュリティ管理制度(ISO27001 認証等)も求められる。
- ・**認証企業基準**: 真実性・正確性・完全性を備えた情報システムが構築され、データを 3 年以上保存していればよい。全プロセスのカバーは必須ではなく、情報セキュリティに関する要件もない。

2. 財務指標のハードルが大幅に低く、資金負担が軽減されている。

認証企業基準で求められる支払能力指標は、高級認証企業と比べて明らかに引き下げられている。

下表の支払能力指標のうち 2 項目以上を満たせば、財務指標の基準項目において「基準到達」、1 項目しか満たさない場合は「基本到達」、1 つも満たさない場合は「基準未達」と判定される。

支払能力指標		高級認証基準	認証企業基準
資産負債率(製造業)	製造業	≤85%	≤95%
	非製造業	≤75%	≤85%
現金比率		≥0.2	≥0.1
営業キャッシュフロー負債比		≥0.1	≥0
流動比率		≥1.0	≥0.8

注:「基準到達」と「基本到達」について、文末の「採点基準」と「認証通過の条件」をご参照ください。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

また認証企業基準では収益性指標に対する要求が課されていない。高級認証基準では下表の収益性指標が求められ、2 項目以上が基準を満たせば「基準到達」、1 項目しか満たさない場合は「基本到達」、1つも満たさない場合は「基準未達」と判定される。

収益性指標	高級認証基準	認証企業基準
純利益	>0	収益性指標の要求なし
営業利益率	営業利益率 $\geq$ 1%かつ営業利益>0	
粗利益率	$\geq$ 1%	
営業キャッシュフロー純額	>0	
総資産利益率	$\geq$ 1%	

3. 法令遵守に関する許容範囲が拡大されている。

一定程度のコンプライアンス上の変動が許容されており、法令遵守記録の期間要件も認証企業基準では高級認証基準より緩和されている。行政処分の金額、回数、割合等に対する許容度も高く、中小企業の実態により適合した内容となっている。主な違いは下表の通り。

法令遵守の重点項目	高級認証基準	認証企業基準
1 回あたりの処分金額	$\leq$ 5 万人民元	$\leq$ 10 万人民元
年間処分回数	$\leq$ 3 回	$\leq$ 5 回
年間累計罰金額	$\leq$ 10 万人民元	$\leq$ 30 万人民元
重要摘発率	$\leq$ 2%	$\leq$ 3%
追徴税額	$\leq$ 10 万人民元または 10 万人民元超でも 1 回以内かつ累計が前年度納税額の 0.1%以内	$\leq$ 30 万人民元または 10 万人民元超でも 3 回以内かつ累計が前年度納税額の 0.3%以内

4. 貿易安全基準が大幅に引き下げられ、ハード面の投資負担ほぼゼロでよい。

認証企業の申請にあたっては、大規模な工場改修や監視設備の導入や、複雑なプロセス構築は不要であり、基本的な安全対策が整備されていれば基準を満たすことができる。たとえば以下の通り。

- ・高級認証基準:「経営場所の安全」「人員の安全」「輸送手段の安全」について多くの細かい要件(監視体制、鍵管理、身元調査等)が求められる。
- ・認証企業基準:経営場所の安全要件は 4 項目のみ、人員の安全は 2 項目(人事記録管理+来訪者登録)のみ、輸送手段の安全も 2 項目に限定されている。高級認証基準と比べて「七点検査法」「封印管理」「ドライバー教育」といった複雑な要件が廃止されている。

「採点基準」

基準到達:企業の実態が当該基準に符合している場合、対応点数は「0」となり、付加基準項目の対応点数は「1」となる。

基本到達:企業の実態が当該基準に基本的に符合している場合、対応点数は「-1」となる。

基準未達:企業の実態が当該基準に符合していない場合、対応点数は「-2」となる。

認証結果の総点数=100+(すべての採点項目の総得点)となる。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

「認証通過の条件」

以下の3つの条件を同時に満たす必要がある。

- (1)すべての採点項目において「基準未達(-2点)」がない。
- (2)各通関企業種類の通用基準において、内部統制基準および貿易安全基準における「基本到達」(-1点)がそれぞれ3項目を超えない。
- (3)認証結果の総点数が95点以上である。

【まとめ】

費用対効果の観点から見て、新しい AEO 認証管理制度・新しい認証基準では、中小企業が「認証企業」を取得することは、以下の点から考えて非常に有効な選択肢といえるでしょう。

- ・投資コストの低さ: 大規模なシステム改修が不要、高水準な安全投資が不要、複雑な監査体制が不要。
- ・認証取得ハードルの低さ: 財務指標が緩和されている、許容範囲が広い、要求期間が短い。
- ・効果の表れやすさ: 税関による信用評価を迅速に取得可能／多くの通関利便措置が享受可能／顧客・取引先からの信頼の向上。

TJCC コンサルティンググループ

1997 年の設立以来、日本・中国各地で 600 社以上の外資系企業サポート実績。

100 人のプロフェッショナルが中国の会計税務・通関管理・人事労務等、経営全面に渡って単なる解決案の提供だけでなく、実行から成果まで保証。

2021 年には書籍『中国通関 Q&A100』を出版。

劉 航(リュウ コウ)

1994 年広州中山大学日本語科卒。(株)東芝広州事務所、(旧)日商岩井広州支店勤務の後、2002 年 TJCC 入社。中国・日本各地で TJCC 主催セミナーのほか、商工会、JETRO 等主催のセミナー講師も務める。

得意分野: 通関管理、企業投資・統廃合・移転・来料法人化関連

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT	マーケティングコラム	キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司
	「飼う」から「家族」へ 感情価値が牽引する中国ペット経済	董事 大亀 浩介
	SMBC China Monthly	Email: okame@castglobal-consulting.com.cn

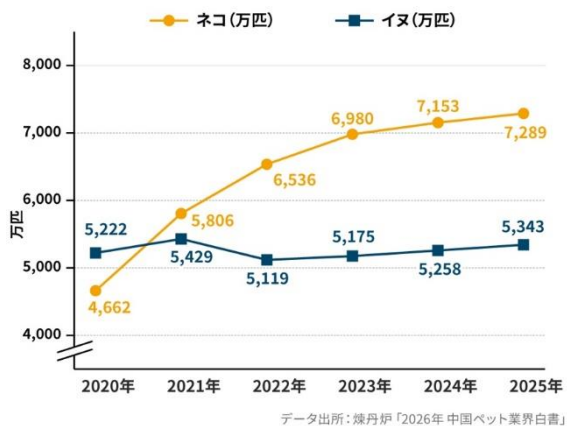
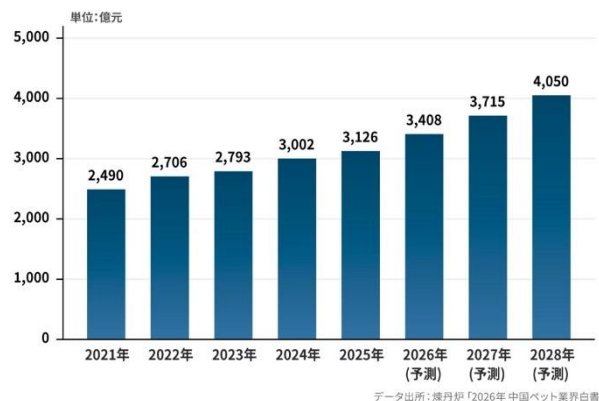
「飼う」から「家族」へ 感情価値が牽引する中国ペット経済

中国のペット市場が急速な拡大を続けている。背景にあるのは、単なる飼育頭数の増加ではない。経済成長とともに人々の価値観が「モノを所有する豊かさ」から、「心の満足」や「感情的なつながり」を重視する方向へ変化したことが最大の要因だ。かつてペットは番犬や愛玩動物という位置づけだった。しかし現在では、多くの中国人にとって家族の一員であり、心を癒やしてくれる存在へと変わりつつある。この価値観の変化が、新たな巨大市場を生み出している。

中国のペット市場は 2021 年以降も安定した成長を続け、2028 年には市場規模が 4,000 億人民元を突破すると予測されている。すでに内需を支える有望な成長産業のひとつとして注目されており、食品、医療、サービス、家電、住宅等幅広い産業を巻き込む巨大なエコシステムへと発展し始めている。

市場を牽引しているのは、依然としてイヌとネコである。ただし、その勢いには違いがある。都市部では大型犬の飼育規制や住環境の制約もあり、イヌの飼育数は横ばい傾向が続く。一方、ネコはコンパクトな住宅でも飼いやすく、共働き世帯や单身者にも適していることから人気急上昇している。2020 年に 4,662 万匹だったネコの飼育数は、2025 年には 7,289 万匹まで拡大。関連市場も 2020 年比で 7 割以上成長し、市場規模は 1,500 億人民元を突破している。「猫経済(ネコミクス)」という言葉が定着するほど、現在の中国ペット市場はネコ関連消費が大きく牽引している。

一方で、水生生物や爬虫類等、いわゆるエキゾチックペットの飼育も徐々に広がりを見せている。ペットに対する価値観の多様化は、新たなニッチ市場を次々と生み出している。消費の主役となっているのは、26～35 歳の都市部ホワイトカラー女性だ。高学歴で比較所得水準が高く、品質やブランドへのこだわりも強い。また中国では子どものいる 3～4 人世帯がペットを飼育するケースも多く、ペットを家族の一員として受け入れる文化が定着しつつある。一線級・新一線級都市を中心に市場が形成され、高品質志向が市場全体を押し上げている。購買チャネルにも中国らしい特徴が表れている。約 7 割の飼育者が天猫や淘宝、京東等の EC を主要な購入先としており、オンラインが完全に主流となった。正規品への信頼、豊富な商品ラインアップ、スピーディーな配送といった中国 EC の強みが、そのままペット市場にも浸透している。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

もっとも、オフライン店舗の役割が失われたわけではない。動物病院や専門店は、高度な専門知識や対面での説明が求められる医療用品や処方食等で重要な役割を担っている。中国のペット市場は、「EC が日用品を販売し、専門店舗が高付加価値分野を支える」という役割分担が明確になっている。

消費内容にも変化が見られる。市場の中心は依然としてペットフードだが、競争の軸は価格ではなく品質へ移った。近年はフレッシュフードや低アレルゲンフード、高機能栄養食等への需要が高まり、製造技術や品質管理、サプライチェーン管理がブランド競争力を左右する時代となっている。

ペット用品も大きく進化している。自動給餌器やスマート猫トイレ等の IoT 製品が普及し、ペット対応家電や健康管理機能付き猫砂等も登場した。単なる便利グッズではなく、「人とペットが快適に暮らす生活空間」を提案する商品が支持を集めている。近年特に注目されるのが、「飼う」から「ともに暮らす」への変化である。約 6 割の飼育者が住宅選びやインテリアにおいてペットとの共生を重視しており、家具や家電、住宅設備まで含めた新たな市場が形成されつつある。

ライフスタイルの変化も新たな需要を生んでいる。ペットと一緒にキャンプやハイキングを楽しむ人が増え、小紅書(RED)では「ペットと旅行」「イヌと登山」といった投稿が人気を集める。これに合わせ、軽量リードやアウトドアウェア、携帯用給水器等、シーン特化型商品の市場も急速に拡大している。さらに、高齢ペット市場も成長局面を迎えた。シニア向けフードや介護用品、安全性を重視した用品への需要が高まり、健康維持や予防医療への関心も強まっている。ペット医療費の高騰を背景に、ペット保険や透明性の高い医療サービスへの期待も大きい。

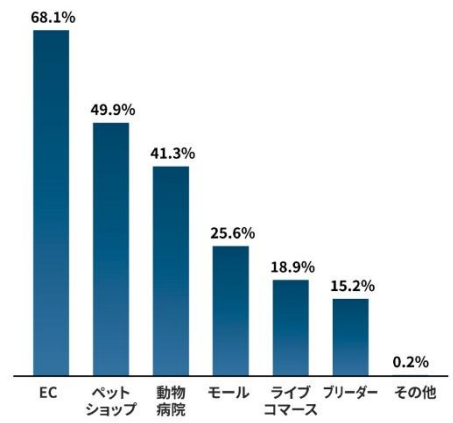
ペットとの別れに関する市場も例外ではない。ペット葬儀市場は 2025 年に 50 億人民元、2030 年には 100 億人民元規模へ拡大すると予測されている。火葬だけでなく、告別式、自然葬、遺骨ダイヤモンド加工、AI を活用した追悼コンテンツやデジタル墓碑等、「情緒価値」と「テクノロジー」が融合した新たなサービスが次々と誕生している。

こうした市場の広がりを見ると、中国のペット経済はもはやペット産業だけの話ではないことが分かる。食品、医療、保険、住宅、家電、旅行、IT、AI 等、多様な業界を横断する巨大な消費市場へと成長している。その根底にあるのは、中国消費市場全体で進む「感情価値消費」の拡大だ。近年人気を集めるブラインドボックス(盲盒)や潮玩、キャンプ、囲炉煮茶等も、モノそのものではなく、「癒やし」「体験」「共感」を購入する消費と言える。ペットの家族化も、その延長線上に位置付けられる現象である。

少子高齢化の進行や都市生活のストレスを背景に、人々はこれまで以上に心のつながりや精神的な充足を求め始めている。中国のペット経済は、単なる一過性のブームではなく、社会構造やライフスタイルの変化を映し出す鏡であり、今後も「感情価値」を軸に進化を続けていくだろう。

日本企業にとっても、高品質なペットフードやヘルスケア、スマート用品、住宅設備、さらには高齢ペット向けサービス等、自社の強みを生かせる分野は少なくない。中国のペット市場は、「何を売るか」ではなく、「どのような暮らしや体験を提供するか」が問われる、新たな消費市場へと変貌している。

以上



データ出所: 猿丹 研「2025年中国ペット業界白書」

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

キャストグローバルコンサルティング(上海)有限公司

董事 大亀 浩介

中国在住歴 25 年。中国の消費現場、トレンド、ネット・EC、小売・流通、消費者動向等、中国での事業計画やマーケティング戦略にとって有益なインサイト情報を発信しています。(※毎週水曜日メルマガ配信)

■中国マーケティング会員コース「中国消費洞察」>> <https://www.cast-marketing.com>

■「中国消費洞察」メルマガバックナンバー >> <https://www.cast-marketing.com/e-zine>

■「中国消費洞察」ユーチューブチャンネル >> <https://www.youtube.com/@china.marketing.insight>

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

TOPICS	人事・労務関連情報	PERSOLKELLY China Co., Ltd 英創人材服務(上海)有限公司 Director 井手 寛暁 E-mail: info_cn@persolkelly.com
高齢労働者の基本的権利の保障に関する暫定規定		
SMBC China Monthly		

1. 本規定の意義

本規定(人力資源社会保障部・国家卫生健康委員会・応急管理部・税務総局・国家医療保障局令第56号として2026年5月10日に公布)は、中国で初めて定年超過労働者の權益保障を専門に定めた部門規章であり、2026年7月1日より施行されました。その意義は、定年超過労働者の權益保障を「労働関係」の有無から切り離し、実質的な労働の事実に基づいて最低限の基本權益を保障するという新たな制度枠組みを構築した点にあります。これにより、長年にわたり法的保護の空白状態に置かれてきた定年超過労働者に対し、労働報酬、休憩・休暇、労働安全衛生、労災保障という四つの基本權益が初めて明確に保障されることとなりました。人口高齢化の進展と段階的定年引上げ改革の推進を背景に、本規定は労働法規範体系が社会構造の変化に対応するための制度調整として位置付けられます。

2. 本規定の内容の解説

(1) 本規定の対象

本規定の適用対象は、「中華人民共和国国内の使用者が採用する法定退職年齢を超えた労働者であって、使用者の労働管理を受け、使用者の指示する有報酬の労働に従事する者」と定義されています(第2条)。具体的には、以下の三類型が含まれます。

- ・法定退職年齢に達し、かつ基本養老保険給付を受領している者が使用者に雇用された場合。
- ・法定退職年齢に達しているが基本養老保険給付を受領しておらず、かつ弾力的定年繰下げ手続きも行っていない者が使用者に雇用された場合。
- ・法定退職年齢には達していないものの、規定に合致して早期退職した労働者が、退職後に使用者に雇用された場合。

なお、国の関連規定に基づき弾力的に定年を繰り下げた労働者は、その繰下げ期間中は引き続き「労働契約法」等が適用され、本規定の適用除外となります(第23条)。また、使用者との従属性が比較的に弱い者(単発的な労務提供者や企業の日常的管理を受けない者等)も本規定の対象外です。

(2) 本規定で明確にされたこと

本規定以前は、定年超過労働者の法的地位をめぐり、「労働関係説」「労務関係説」「特殊労働関係説」等司法実務でも見解が分かれており、同一の雇用形態でありながら地域や裁判所によって判断が異なるという不安定な状況が長く続いていました(かつて上海では「特殊労働関係」と呼称)。

本規定はこの課題に対し、權益保障と労働関係の認定とを分離するという手法を採りました。すなわち、両者の法律関係を労働関係か労務関係かという二者択一で捉えるのではなく、実質的な労働の事実(労働管理下での有報酬労働)が存在する限り、労働関係の有無にかかわらず一定の基本權益を保障するという枠組みを確立しています。

具体的に明確にされた主な点は、以下の通りです。

- ・書面による雇用契約(用工協議)の締結義務(第6条)

定年退職後の再雇用者に対して、従来は契約書がなくとも二倍賃金のリスクは生じませんでしたが、本規定は書面契約の締結を義務付けています。ただし、労働契約法上の未契約による二倍賃金差額支払責任までは発生しないものと解されています。

- ・労働時間と残業の規制(第9条)

定年超過労働者にも1日8時間・週40時間の労働時間制限が適用され、原則として残業は禁止さ

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

れ、やむを得ず残業をさせる場合は労働法にしたがい残業代を支払うことが義務付けられました。

・労災保険の強制加入(第 15 条)

従来は定年超過労働者の労災保険加入は地域によって対応が分かれていましたが、本規定により全国一律で使用者に強制加入・保険料納付義務が課されることとなりました。

・紛争処理手続(第 19 条)

四つの基本権益(賃金、休憩・休暇、労働安全衛生、労災保障という基本権益)に関する紛争は労働争議調停仲裁法にしたがい労働仲裁前置とし、その他の事項については直接人民法院に民事訴訟を提起できることが定められました。

(3). 高齢労働者に対する処遇

本規定の施行により、定年超過労働者の処遇は以下の通り定められました。

・労働報酬

最低賃金を下回ってはならず(第 11 条)、貨幣形式で少なくとも月 1 回支払わなければならない、現物や有価証券での代替は禁止されました(第 12 条)。

・休憩・休暇

法定休日(元旦、春節、清明節、労働節、端午節、中秋節、国慶節等計 13 日)の取得権利が明確化されました。ただし、年次有給休暇や病休については本規定の対象外であり、引き続き契約上の約定に委ねられることとなります(なお、裁判例によっては年休を認めるものもあります)。

・労働安全衛生

使用者は高齢労働者の身体状況に基づき適切な職位と労働強度を定め、心身の健康を害する労働や危険作業への従事を禁止し(第 13 条)、安全生産・職業衛生に関する教育訓練を実施することが義務付けられました(第 14 条)。

・労災保障

使用者は強制的に労災保険に加入させることが義務付けられましたが(第 15 条)、具体的な労災保障の内容や算定方法については「別途定める」とされており、現時点ではなお不透明な部分も残されています。

・社会保険

基本養老保険・基本医療保険の待遇を受領している場合は既存の給付内容に変更はなく(第 16 条・第 17 条)、未受領の場合は個人での継続納付が可能であり、使用者との協議合意により使用者が納付することも可能とされました。ただし、使用者には強制的な加入・納付義務はなく、双方の自主的な協議に委ねられています。

3. 本規定の施行により中国内の企業が行うべき対策

本規定の施行に伴い、定年超過労働者を雇用する企業は、コンプライアンス上のリスクを最小化するために、以下の対策を講じることを推奨します。

(1) 書面による「用工協議(定年退職者再雇用契約書)」の締結と内容の見直し

本規定第 6 条により、使用者は定年超過労働者との間で書面による用工協議を締結することが義務付けられました。協議には、契約期間、業務内容、勤務地、労働時間、休憩・休暇、労働報酬、社会保険、労働保護、労働条件、職業危害防止措置等の事項を明記しなければなりません。従来のような口頭約束や簡易な「返聘単」では不十分であり、本規定の要件を満たすよう契約書を整備することが必要です。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

(2) 労災保険への強制加入への対応

本規定第 15 条により、定年超過労働者の労災保険加入が全国一律で義務化されました。企業は、現に雇用している定年超過労働者全員について、速やかに労災保険の単独加入手続を進める必要があります。ただし、地域によっては依然として単独加入に対応していない場合や年齢上限が設定されている場合もあるため、管轄の社会保険経弁機構(社会保険運営機関)に確認した上で対応する必要があります。また、労災保障の具体的な内容については「別途定める」とされているため、暫定的なリスク対策として商業保険(雇主責任險(雇用者賠償責任保険)や意外傷害險(傷害保険))を継続または新規に加入することも併せて検討すべきでしょう。

(3) 賃金体系と勤怠管理の見直し

本規定により、定年超過労働者にも最低賃金の適用(第 11 条)、貨幣による月 1 回以上の支払(第 12 条)、残業代の支払(第 9 条)が義務付けられました。企業は、対象者の現行賃金が最低賃金を下回っていないか確認し、残業が発生する場合は労働法に定められた割増率(150%、200%、300%)にしたがって残業代を計算・支払う体制を整備する必要があります。

(4) 就業規則・内部規定の整備

本規定第 5 条により、定年超過労働者は使用者の労働諸規則を遵守すべきことが明確化されました。企業は、定年超過労働者に対しても就業規則を適用できることを確認し、勤怠管理、奨励・懲戒等の内部規定を整備するとともに、安全生産・職業衛生に関する教育訓練を実施する体制を構築する必要があります(第 14 条)。

(5) 雇用関係契約の終了条件の明確化

本規定第 8 条により、用工協議の終了事由を双方で自由に約定できることが明確化されました。企業は、定年超過労働者との協議において、契約期間満了、業務完了、約定終了事由(労働者の健康状態、能力不足、就業規則違反等)の発生による終了条件を明確に定めておくべきです。また、経済補償の支払については法定の義務はないため、協議の中で予め明確に定めておくことが望ましいです。

(6) 紛争処理フローの整備

本規定第 19 条により、四つの基本権益に関する紛争は労働仲裁前置とされ、その他の事項は直接訴訟となる「二本立て」の処理体制が確立されました。企業は、定年超過労働者との紛争が発生した場合に、争議事項の性質に応じて適切な手続を選択できるよう、社内の対応フローを整備しておく必要があります。

英創人材服務(上海)有限公司(PERSOLKELLY China)

華東、華北、華南地域を中心に、中国全土にて日系企業向けに人材紹介サービスを提供。1996 年の事業開始以来、幅広い業種職種の人材紹介を行っており、これまでに 13,000 社以上の実績がある。人材紹介事業のほか、「企業とともに成長・変革を実現するパートナー」として、人事戦略立案～労務・教育・人事制度策定をご支援してまいりました。

当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

REPORT

マクロ経済レポート

中国経済展望

SMBC China Monthly

日本総合研究所 調査部

古宮 大夢

E-mail: komiya.hiromu@jri.co.jp

内需主因で景気は大幅減速

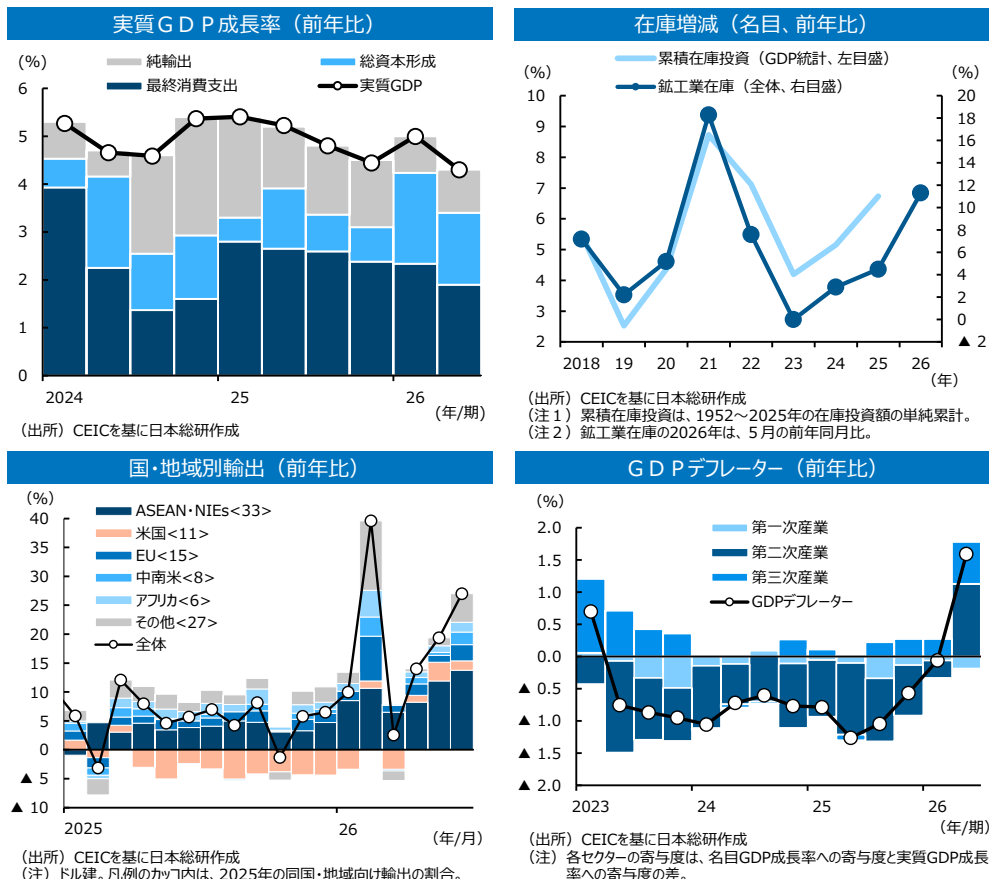
◆成長率目標の達成に暗雲

4～6月期の実質 GDP 成長率は前年比+4.3%と、コロナ禍以来の低成長。主因は内需の不振。実質総資本形成は同+3.8%と前期から減速しただけでなく、実勢は数字以上に弱い可能性も。2026年入りに後、鉱工業在庫が急増しており、内需が低迷するなかで過剰生産による意図せざる在庫投資拡大が統計上の総資本形成を押し上げている可能性。消費も、財を中心に弱含み。耐久消費財を対象とする買い替え補助金の効果が息切れしているほか、中東情勢によるガソリン価格の高騰等で家計の購買意欲が一段と悪化。

一方、輸出はプラス幅が拡大。ASEAN 向けの中間財輸出や EU 向けの自動車輸出が好調を維持。米中関係の改善を受け、対米輸出も底打ちの兆し。もっとも、価格上昇の影響が大きく、実質 GDP 成長率に対する純輸出の寄与度は横ばい圏で推移。

◆景気刺激策の発動に注目

GDP デフレーターは前年比+1.6%と、3年ぶりにプラス転化。もっとも、資源高を背景とする生産財価格の上昇が価格転嫁された影響が大きく、内需主導のインフレとは言い難い状況。こうした生産財価格の上昇は、一部企業の負担を拡大させ、民間投資意欲の重石になっている可能性。消費も、耐久消費財を中心に低迷が続く見通し。政府が掲げる成長率目標の達成が不透明となるなか、7月末の共産党中央政治局会議でどのような具体策が発表されるかが注目点。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

消費は先行きも勢いを欠く展開

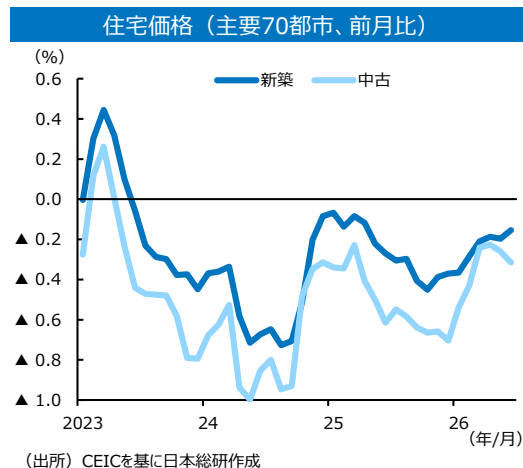
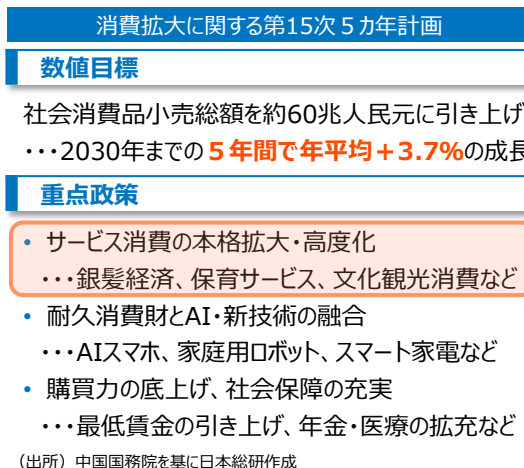
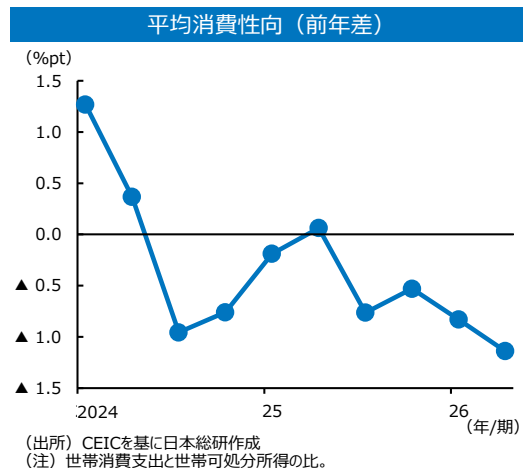
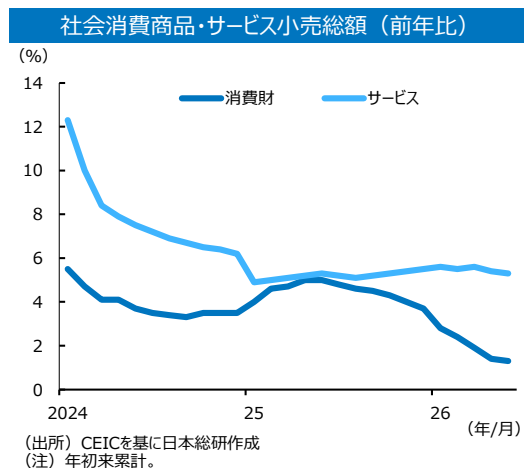
◆サービス消費は堅調も、財消費が低迷

4～6 月期の消費は弱い動き。サービス消費は堅調に推移しているものの、財消費が減速。耐久消費財の買い替え補助金の効果がはく落し、家電や自動車の減少幅が拡大。堅調に推移していた通信機器も、半導体価格の急騰によるスマートフォンの値上げ等で減速。中東危機によるガソリン価格の高騰等を背景に、家計の購買意欲は一段と悪化。

先行きの消費も、総じて低調に推移する見通し。財消費は、2026 年度の買い替え補助金予算の 75% を前半で消化済みであり、年後半の押し上げ効果は限定的。むしろ、需要の先食いによる反動減が生じる可能性。一方、サービス消費は堅調に推移する見込み。政府は 7 月、消費拡大に関する第 15 次 5 年計画を初めて公表。銀髪経済(シルバーエコノミー)の発展や保育サービスの利用促進、インバウンドの拡大等、サービス消費の拡大を政策面から後押し。

◆住宅市場は長期停滞から脱却できず

住宅市場は引き続き減速。各都市で住宅購入要件の緩和等が実施されているものの、購入層の減少といった構造的な要因が住宅販売の重石に。新築住宅価格に加え、市場の実勢を反映しやすい中古住宅価格も引き続き下落。住宅の過剰在庫解消の目途は未だ立っておらず、住宅市場の本格回復にはなお数年を要する見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

投資は低迷

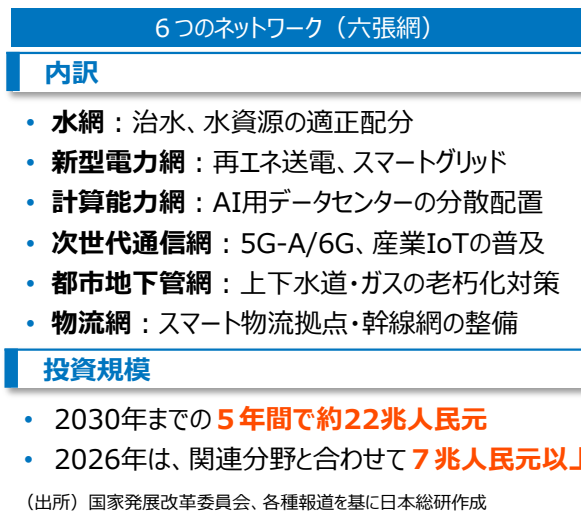
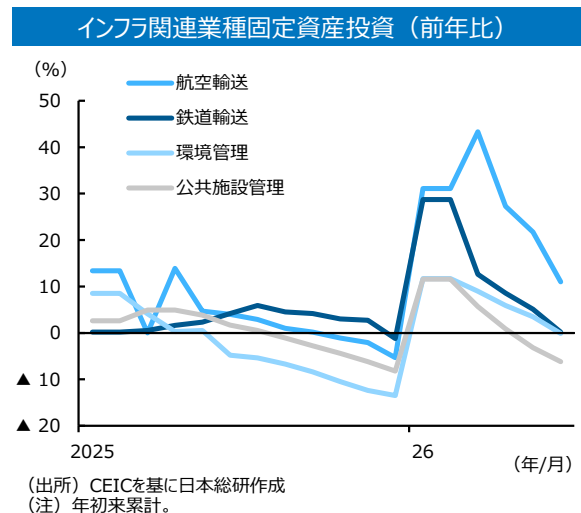
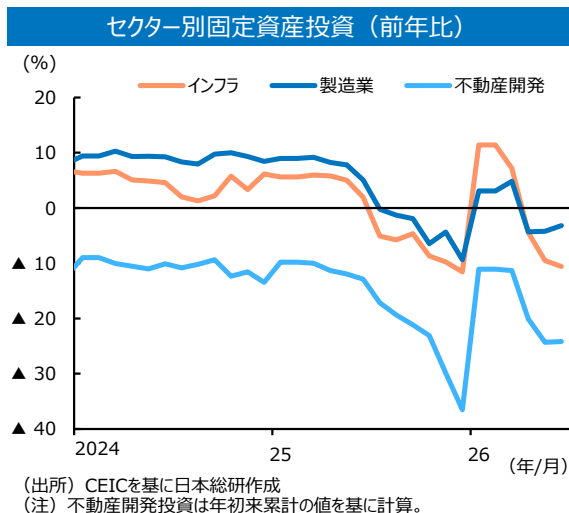
◆投資は3ヵ月連続で前年割れ

4～6月期の固定資産投資は前年比▲9.7%と、大幅に減速。セクター別にみると、6月のインフラ投資は同▲10.6%と、減速幅が拡大。2026年入り後、鉄道や航空等複数の大型プロジェクトが始動したことでインフラ投資が全体を押し上げてきたものの、着工が一段落した影響等から、3ヵ月連続の前年割れ。製造業の設備投資も同▲3.2%と、弱い動き。中東危機による原材料価格の上昇や不確実性の高まり、政府による設備更新補助金の効果はく落等が背景。さらに、住宅販売の不振から、不動産開発投資も同▲24.2%と低迷。

◆先行きも総じて低調

先行きも投資全体の力強い回復は期待できない状況。主力の建設投資が引き続き弱いほか、住宅在庫の調整期間も長期化しており、回復には時間を要する見込み。過剰生産能力の解消圧力も大。製造業の設備稼働率は、春節の影響で第1四半期に低下する傾向があるものの、2026年は第2四半期も続落。原材料コストも上昇しており、企業負担の拡大が民間投資意欲の重石に。

もっとも、インフラ投資は増勢に転じる可能性。政府は4月末の共産党中央政治局会議で「6つのネットワーク」に言及。既存計画の前倒しのみならず、都市地下管網や計算能力網等での新規追加もあり、年後半のインフラ投資を押し上げる可能性。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

外需は堅調に推移する見通し

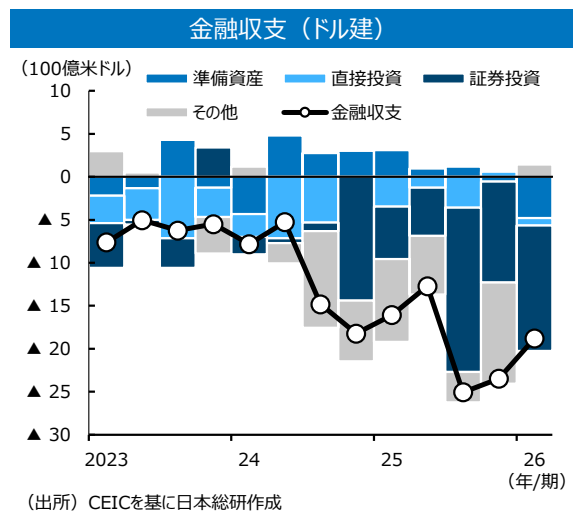
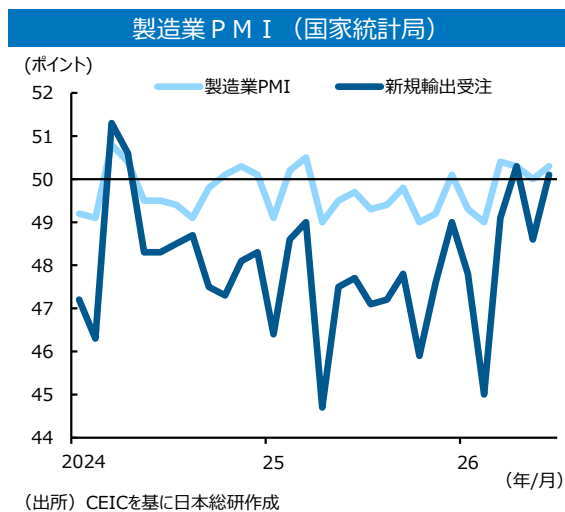
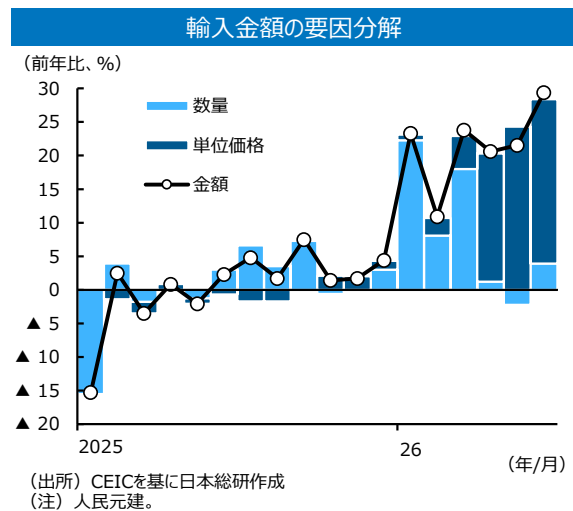
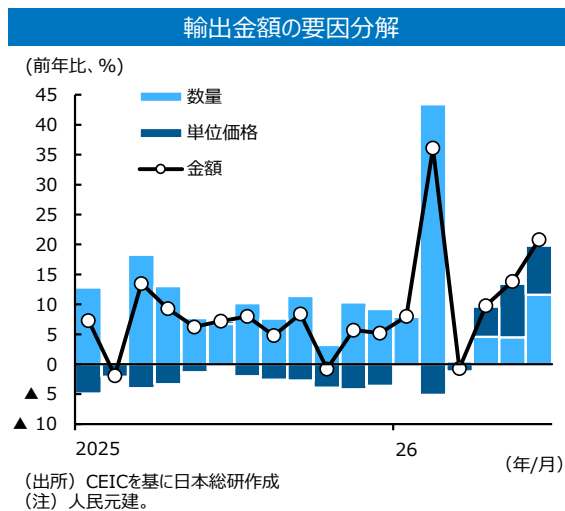
◆輸出入ともに価格上昇の影響大

4～6 月期の名目輸出は前年比+20.2%、名目輸入は同+29.6%と、前期からプラス幅が拡大。輸出入額ともに価格上昇の影響大。中東危機で原油価格が高騰したほか、AI ブームを背景に半導体や銅、金属鉱石等の価格も上昇。実質ベースでは、GDP 成長率に対する純輸出の寄与度は横ばい圏で推移。

先行き、輸出環境は引き続き堅調を予想。製造業の新規輸出受注は、トランプ関税をはじめとする米中対立や通商摩擦等の悪影響が一服していることを背景に、底打ち。5 月の首脳会談を経て米中貿易摩擦は当面緩和され、対米輸出は前年比プラスで推移する見通し。また、中東危機による原油供給懸念を背景に世界的な脱炭素化が一段と加速しており、EV 輸出が拡大する公算大。ASEAN 等への中間財輸出も、昨年来の駆け込み輸出の反動で増勢が鈍化する可能性はあるものの、底堅さを維持する見込み。

◆資金流出は拡大傾向

金融収支は流出傾向が継続。直接投資の流出超過幅は縮小しているものの、世界的な金利上昇を受け、外債等の証券投資による資金流出は拡大。先行き、外需は底堅く推移する一方、内需の低迷や成長期待の弱さを背景に、金融収支でみた資本流出傾向が持続する見通し。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

インフレ圧力は長期化

◆インフレ率は高止まり

6月の生産者物価(PPI)は前年比+4.1%と、プラス幅が拡大。資源高による生産財価格の上昇が主因。一方、消費者物価(CPI)は、総合・コアともに同+1.1%と、引き続きプラス圏で推移。ガソリンや半導体の価格高騰で交通・通信機器が上昇したものの、豚肉価格の急落で食品・外食が下落。

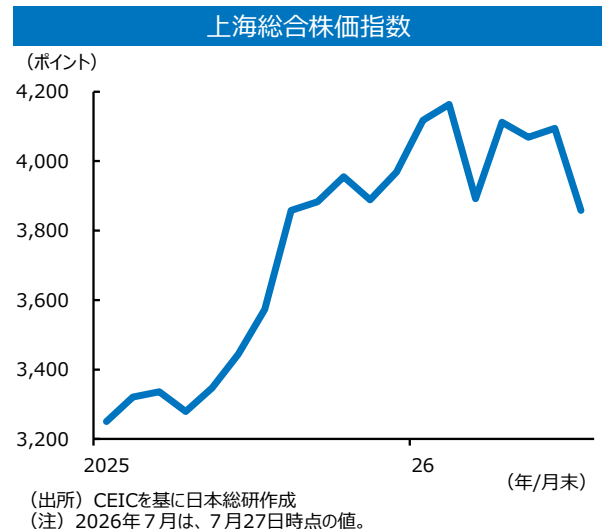
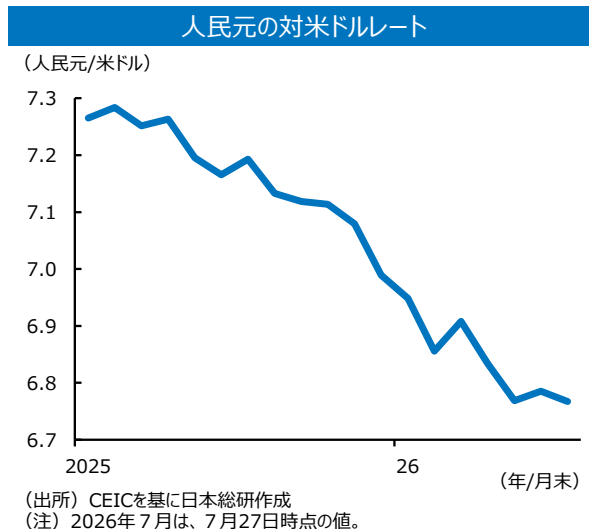
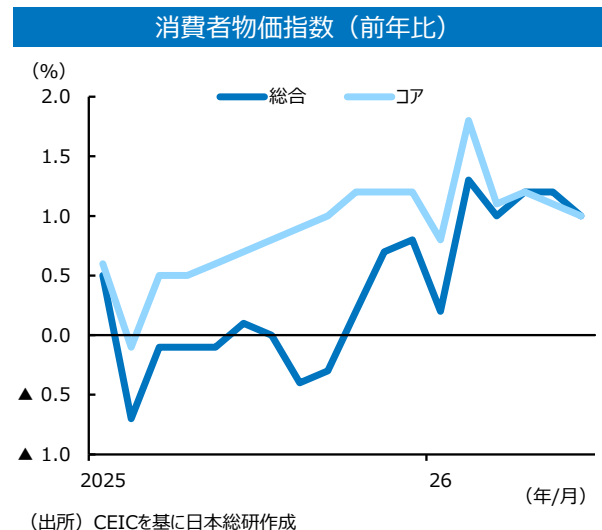
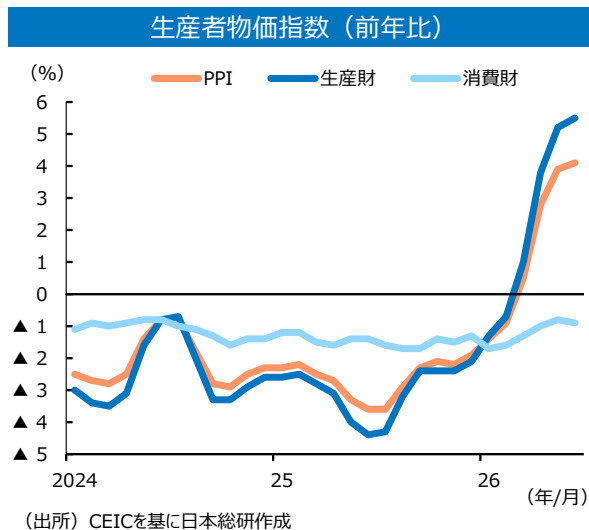
先行きも、エネルギー価格の高止まりや世界的なAIブームによる半導体価格の上昇を背景に、インフレ圧力の強い状況が続く見通し。年末にかけてエルニーニョ現象の影響も顕在化し、農作物の収穫減や水力発電量の不足によって食料品や電力の価格が高騰する可能性。

◆対米ドルレートは増価基調

7月の人民元の対米ドルレートは増価基調で推移。中東危機が経済に与える影響や金融政策の動向を見極めようと、市場の様子見姿勢が続くものの、政府による内需拡大を目的とした人民元の割安感解消に向けた動きもあり、小幅な人民元高圧力が継続する見通し。

◆株価は下落

7月の上海総合株価指数は下落。米中合意やAI関連企業の競争力向上への期待等が相場を下支えしているものの、中東情勢の不透明感や内需の弱さが投資家心理を押し下げ。景気が減速局面に入るなか、先行きも弱い動きが続く見込み。



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行

為替情報

通貨見通し

三井住友銀行市場営業統括部

エコノミスト 張 博涵

E-mail:

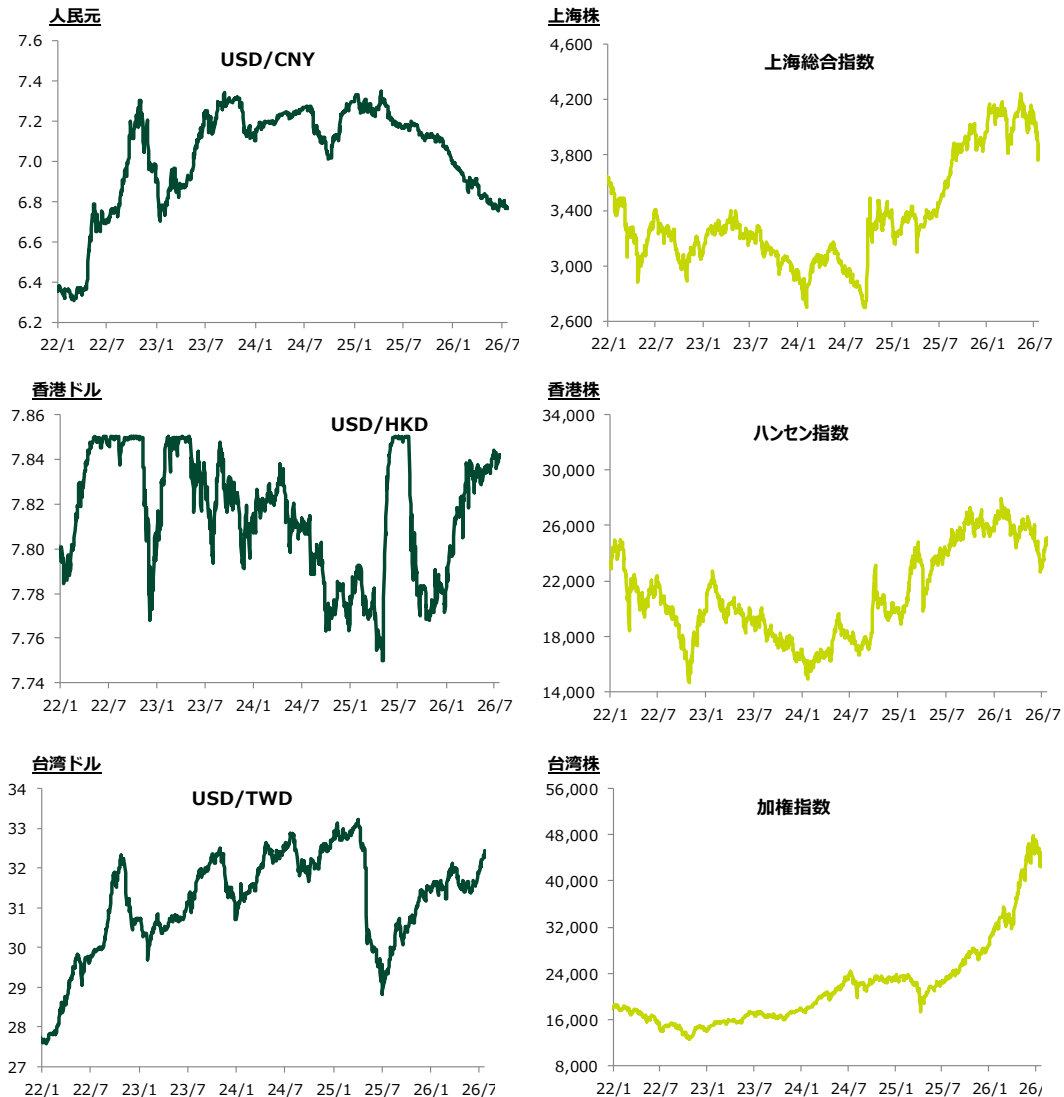
Zhang_Bohan@dn.smbc.co.jp

■中国人民元 ■香港ドル ■新台幣ドル

SMBC China Monthly

		2026/6	2026Q3			2026Q4			2027Q1			2027Q2			2027Q3		
			下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限	下限	～	上限
USDCNH	レンジ		6.60	～	6.88	6.58	～	6.86	6.51	～	6.87	6.48	～	6.85	6.47	～	6.84
	未値	6.79	6.74			6.72			6.69			6.67			6.66		
CNHJPY	レンジ		22.70	～	25.10	22.60	～	24.87	22.47	～	24.93	22.27	～	24.73	22.07	～	24.46
	未値	23.94	23.74			23.36			23.32			23.24			23.27		
USDTWD	レンジ		30.63	～	32.57	30.59	～	32.52	30.54	～	32.47	30.54	～	32.47	30.54	～	32.47
	未値	31.78	31.60			31.56			31.51			31.51			31.51		
TWDJPY	レンジ		4.90	～	5.30	4.80	～	5.30	4.80	～	5.20	4.70	～	5.10	4.70	～	5.00
	未値	5.11	5.06			4.98			4.95			4.92			4.92		
USDHKD	レンジ		7.79	～	7.85	7.79	～	7.85	7.78	～	7.84	7.77	～	7.83	7.77	～	7.82
	未値	7.84	7.83			7.82			7.81			7.80			7.80		
HKDJPY	レンジ		19.75	～	21.44	19.62	～	21.18	19.52	～	21.08	19.28	～	20.85	19.18	～	20.59
	未値	20.73	20.43			20.08			19.97			19.87			19.88		

※Q1:1-3月期、Q2:4-6月期、Q3:7-9月期、Q4:10-12月期



当レポートに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当レポートは単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行および情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更される事があります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用いただき、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各方面の専門家にご相談くださるようお願いいたします。万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行および情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。

三井住友銀行